環境技術実証事業実施要領 新旧対照表

平成22年度

平成23年度

序 総則

1. 目的

環境技術実証事業(以下、実証事業)は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能(以下、「環境保全効果等」という。)を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適 合性を判定する「認証」とは異なるものである。

3. 費用分担等に関する基本的考え方

本実証事業においては、各技術分野につき、実証システムが

序総則

1. 目的

環境技術実証事業(以下、実証事業)は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能(以下、「環境保全効果等」という。)を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。

3. 費用分担等に関する基本的考え方

本実証事業においては、各技術分野につき、実証システムが

確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を 負担する(以下、「国負担体制」という)。しかしながら、受益 者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を 目安として、技術実証を受けることを希望する者(開発者、販 売店等。以下、「実証申請者」という。)から手数料を徴収する 体制に移行する(以下、「手数料徴収体制」という)。本実施要 領ではこれ以降、国負担体制(第1部)及び手数料徴収体制(第 2部)に分けて、実施方法を規定する。

なお、実証事業における技術実証のメリットを増すため、環 境省においても、実証済み技術の性能等データについて、本実 証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとす る。

平成22年度、各体制で実施する技術分野は以下のとおり。

- 〇 国負担体制: VOC簡易測定技術分野、ヒートアイラン ド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ 空調システム)
- 手数料徴収体制:小規模事業場向け有機性排水処理技術 分野、湖沼等水質浄化技術分野、ヒートアイランド対策技 術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)、自然地域 トイレし尿処理技術分野、閉鎖性海域における水環境改善 技術分野

確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を 負担する(以下、「国負担体制」という)。しかしながら、受益 者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を 目安として、技術実証を受けることを希望する者(開発者、販 売店等。以下、「実証申請者」という。)から手数料を徴収する 体制に移行する(以下、「手数料徴収体制」という)。本実施要 領ではこれ以降、国負担体制(第1部)及び手数料徴収体制(第 2部)に分けて、実施方法を規定する。

なお、実証事業における技術実証のメリットを増すため、環 境省においても、実証済み技術の性能等データについて、本実 証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとす る。

平成23年度、各体制で実施する技術分野は以下のとおり。

- 国負担体制: <u>地球温暖化対策技術分野(照明用エネルギ</u>ー低減技術(反射板、拡散板等))
- 〇 手数料徴収体制:小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、湖沼等水質浄化技術分野、ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)、ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)、自然地域トイレし尿処理技術分野、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、VOC簡易測定技術分野

4. 実施方法に関する特例措置

環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、 なお解決すべき課題がある場合には、当該技術分野の事業実施 において、第2部の規定によらず、それらの課題の解決を優先 することができる。ただしその場合にも、第1部の体制を継続 するのではなく、環境技術実証事業検討会や分野別WGの助言 を踏まえつつ最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数 料徴収体制の確立に努めることとする。

5. 情報公開等に関する基本的考え方

環境省及び参画機関は、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。

環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体の実施する類似の環境関連の技術実証制度等や認証制度についての情報を随時収集し、ポータルサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努める。

4. 実施方法に関する特例措置

環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、 なお解決すべき課題がある場合には、当該技術分野の事業実施 において、第2部の規定によらず、それらの課題の解決を優先 することができる。ただしその場合にも、第1部の体制を継続 するのではなく、環境技術実証事業検討会や分野別WGの助言 を踏まえつつ最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数 料徴収体制の確立に努めることとする。

5. 情報公開等に関する基本的考え方

環境省及び参画機関は、本実証事業の実施に際し、各種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。

環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体の実施する類似の環境関連の技術実証制度等や認証制度についての情報を随時収集し、ポータルサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努める。

第1部 国負担体制による実施方法

第10章 ロゴマークの使用

1. 目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、 環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られる ことを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技 術実証事業ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)として 定める。

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙 2 に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの(以下「共通ロゴマーク」という。)及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの (以下「個別ロゴマーク」という。)からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の 項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別 WGにおいて決定する。

3. ロゴマークの使用

(1)使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。

第1部 国負担体制による実施方法

第10章 ロゴマークの使用

1. 目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、 環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られる ことを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技 術実証事業ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)として 定める。

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの(以下「共通ロゴマーク」という。)及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの (以下「個別ロゴマーク」という。)からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の 項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別 WGで検討の上、環境省が決定する。

3. ロゴマークの使用

(1)使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。

- (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的 に使用することとする。このための使用に当たっては、環境 省、実証運営機関及び実証機関(以下、「実証事業関係諸機関」) への届出や承認等は特に必要としない。
 - ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等に おいて一般に紹介するために使用すること
 - ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
 - ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
 - ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3) 上記(2) 以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

- (1) ロゴマークの表示方法
 - ① ロゴマークの配色は別紙<u>2</u>に示すものとし、その他配色を使用することはできない。
 - ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
 - ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わ

- (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用に当たっては、環境省、実証運営機関及び実証機関(以下、「実証事業関係諸機関」)への届出や承認等は特に必要としない。
 - ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等に おいて一般に紹介するために使用すること
 - ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
 - ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
 - ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3)上記(2)以外で1.の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

- (1) ロゴマークの表示方法
 - 共通ロゴマークの配色は別紙3に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。
 - ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
 - ③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わ

ない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。

④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクとする。

(2) 実証ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に 使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の 点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。
- ④ 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用

ない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。

④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクとする。

(2) 実証ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、 技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しで も謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に 使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

(削除)

いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

第2部 手数料徴収体制による実施方法

第11章 ロゴマークの使用

1. 目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、 環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られる ことを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技 術実証事業ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)として 定める。

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術共通的な情報 を盛り込んだもの(以下「共通ロゴマーク」という。)及び共 通口ゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの (以下「個別ロゴマーク」という。) からなる。
- (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の 項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別 WGにおいて決定する。

3. ロゴマークの使用

- (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマ ークとする。
- (2)ロゴマークは、4.の遵守を条件に、以下のために積極的 │ (2)ロゴマークは、4.の遵守を条件に、以下のために積極的

第2部 手数料徴収体制による実施方法

第11章 ロゴマークの使用

1. 目的

本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、 環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られる ことを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技 術実証事業ロゴマーク」(以下、「ロゴマーク」という。)として 定める。

2. ロゴマークの構成

- (1) ロゴマークは、別紙2に示すとおり、全技術共通的な情報 を盛り込んだもの(以下「共通ロゴマーク」という。)及び共 通口ゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの (以下「個別ロゴマーク」という。) からなる。
- (2)個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の 項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別 WGで検討の上、環境省が決定する。

3. ロゴマークの使用

- (1)使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマ ークとする。

に使用することとする。このための使用に当たっては、環境 省、実証運営機関及び実証機関(以下、「実証事業関係諸機関」) への届出や承認等は特に必要としない。

- ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等に おいて一般に紹介するために使用すること
- ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
- ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
- ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3) 上記(2) 以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

- (1) ロゴマークの表示方法
 - ① ロゴマークの配色は別紙<u>2</u>に示すものとし、その他配色 を使用することはできない。
 - ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
 - ③ ロゴマークに対して、環境省の許可無く切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさ

に使用することとする。このための使用に当たっては、環境 省、実証運営機関及び実証機関(以下、「実証事業関係諸機関」) への届出や承認等は特に必要としない。

- ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等に おいて一般に紹介するために使用すること
- ② 実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること
- ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること
- ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること
- (3)上記(2)以外で1.の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省に協議することとする。

4. 表示方法

- (1) ロゴマークの表示方法
 - ① <u>共通</u>ロゴマークの配色は別紙<u>3</u>に示すものとし、その他 の配色を使用することはできない。
 - ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。
 - ③ ロゴマークに対して、環境省の許可無く切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさ

を変えることは可能である。

④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクとする。

(2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に 使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の 点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。
- ④ 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用

を変えることは可能である。

④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ (http://www.env.go.jp/policy/etv/) へのホットリンクとする。

(2) ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に 使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の 点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

(削除)

いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

(別紙1) 実証試験要領の構成

略

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

6. 経過措置

本章の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。

(別紙1) 実証試験要領の構成

略



